

# 発達障害のある幼児の特別支援教育に関する研究

## —幼児教育における自立活動の指導について—

松原 豊

In the case of developmental disorders, it is important to discover the disorder at an early stage and provide appropriate support according to its conditions. The special needs education started in April 2007, and while institutional establishment is in progress with regard to primary and middle schools, approaches in kindergartens are insufficient. In particular, setting specific goals and selecting instructional contents for young children with developmental disorders are the problematic issues. Given these circumstances, this study devised an individualized education program and a conducted practice, both based on the idea of “Jiritsu Katsudo”, for two cases of young children with developmental disorders. As a result, specific instructional contents in accordance with the individual child’s educational needs were drawn from the content of “Jiritsu Katsudo”.

**Key words:** education for early children, special needs education, “Jiritsu Katsudo”, developmental disorders

発達障害は早期に発見をしてその障害の状況等に応じた適切な支援を行うことが大切である。平成19年4月に特別支援教育がスタートし、小学校、中学校では体制整備が進んでいるが、幼稚園においては特別支援教育体制整備の取組は十分ではない。特に発達障害のある幼児に対する具体的な目標設定及び、指導内容の選定が大きな課題となっている。本研究では、発達障害のある幼児の二つの事例に対して、自立活動の考え方に基づく個別の指導計画作成及び実践を行った。その結果、自立活動の内容から幼児一人一人の教育的ニーズに応じた具体的な指導の内容を導き出すことができた。

**キー・ワード:** 幼児教育、特別支援教育、自立活動、発達障害

### 1. はじめに

#### (1) 幼稚園における特別支援教育の現状と課題

近年では、どこの保育園・幼稚園にも発達障害児が在籍しているといわれているが、その実態に関する調査は多くない。幼児期における発達障害の実態を明らかにすることは、早期支援・保育支援を進めていくために大切だと思われる。荻原(2008)は愛知県内の主要都市であるN市とT市における発達障害児の実態調査と、先行研究の分析を行った結果以下のような報告をしている。「愛知県の主要都市における保育園・幼稚園には、2.0～4.5%の発達障害児とその疑いのある子どもが存在している。また、全国調査によると、その率は5.3%であり、その大多数が高機能自閉症であった。障害を疑う契機になった行動は、コミュニケーションの問題、集団不適応行動、友人関係のトラブルなどであった。発見後の専門機関の利用については、40～50%が躊躇していた。その理由は、保育者が障害であるとの自信が持てない、家族への配慮、家族の抵抗などであった。巡回相談については、公立・私立、幼稚園・保育園

によって、現状は異なっていたが、大半の園が外部の専門機関による支援を希望していた。特に私立幼稚園については、長い間地域療育システムから外されていたという不自由な状態が続いてきたが、本年度から巡回相談が開始された。今後は、私立幼稚園をも含めた地域療育システムの構築、専門機関との連携が強く望まれる。」

また、発達障害早期総合支援モデル事業において岐阜大学が行った全国の市区町村教育委員会や公立幼稚園に対するアンケート調査からは、次のような報告がなされている。「障害の診断のある発達の遅れやかたよりが気になる園児数について、障害の診断がある園児2.3%、発達の遅れやかたよりが気になる園児2.9%、合計5.2%。障害の診断がある園児の5割は自閉症である。気になる園児への対応について、診断のある園児の場合は補助者をつける、園内相談を実施、外部機関からの助言、通園施設・相談機関などに通う。診断がない気になる園児の場合は園内相談、担任のみの対応であった。」

就学前の時期は、就学後の学習や集団生活の基礎

となる社会性やコミュニケーションなどを学ぶ大切な時期である。発達障害のある子どもの場合はこれらを学ぶことが苦手であり、適切な支援がなかったり、環境を整えられなかった場合には二次的障害を起すこともある。逆に、早期に適切な支援を得ることができれば、学習や生活に適応することが可能になる。このように発達障害児の早期支援の重要性については従来から指摘されているが、保育園、幼稚園などにおける取組が少ないのが現状である。

平成19年4月から新たな制度としてスタートした特別支援教育において、文部科学省は、特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議の審議の中間とりまとめとして「特別支援教育の更なる充実に向けて～早期からの教育支援の在り方について～」を発表した。その中で特別支援教育における課題について以下のように述べている。

「現在、都道府県や市町村、各学校においては、平成19年4月に出された文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について」や障害者基本計画に基づく重点施策実施5か年計画（平成19年12月障害者施策推進本部決定）、教育振興基本計画（平成20年7月閣議決定）等に基づき、校内委員会

の設置、実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名、特別支援教育支援員の配置、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用、さらに教職員研修など教員の専門性向上のための取組が進められており、これらの特別支援教育の体制整備は、各学校種において一定程度、進みつつある。しかし、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導及び必要な支援を行うという特別支援教育の理念の実現という観点からは、これらの取組はまだ緒についたばかりである。今後、特別支援教育体制の更なる整備のほか、障害のある幼児児童生徒の将来を見通し、一人一人の教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導及び必要な支援を行うことなど特別支援教育の更なる質的な充実を図っていくことが求められており、そのためには、なお多くの課題がある。」

図1に示すように、文部科学省平成20年度特別支援教育体制整備状況調査（2009）からは、小学校、中学校の特別支援教育の体制整備はかなり進んでおり、校内委員会の設置、実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名が90%を超えているのに比べ、幼稚園、高等学校という義務教育段階

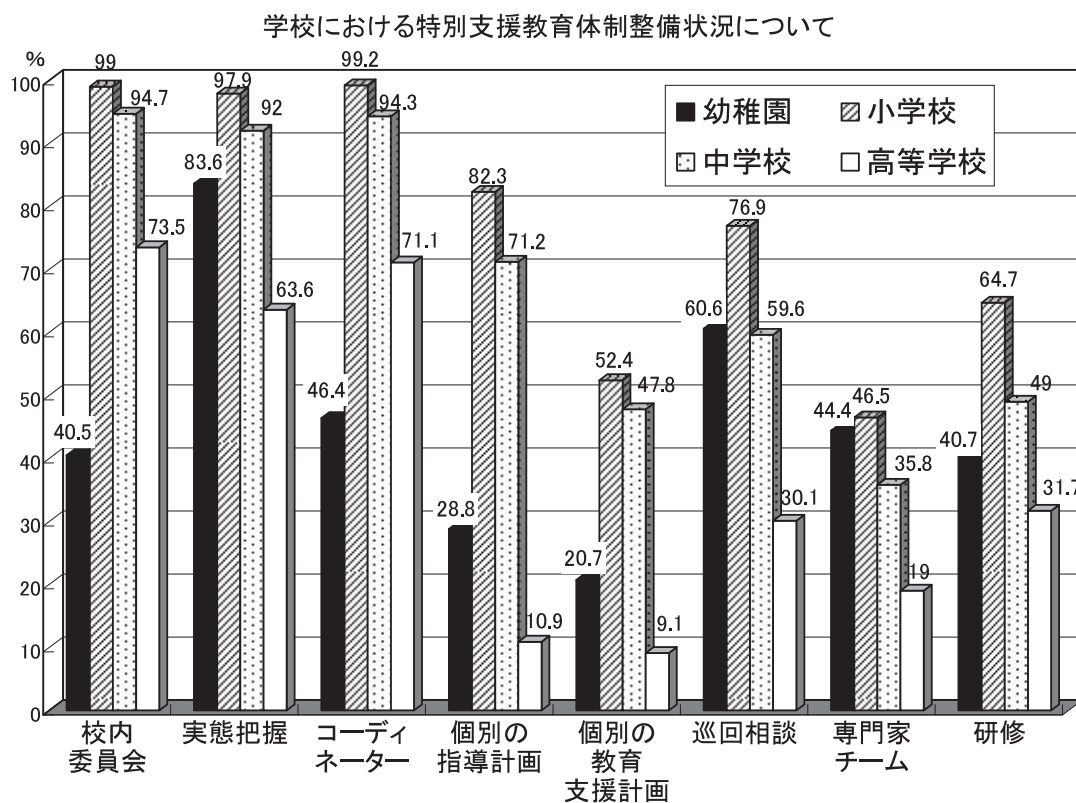


図1 文部科学省平成20年度特別支援教育体制整備状況調査（調査基準日平成20年9月1日）

以外の学校種においては体制整備が遅れていることがわかる。特に個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用が少ないという点については、支援の計画性や評価、支援の連携や申し送りなど様々な面での課題があることが考えられる。

幼稚園における特別支援教育の現状について、文部科学省の特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議は、審議の中間とりまとめである「特別支援教育の更なる充実に向けて～早期からの教育支援の在り方について～」(2009)の中で以下のような報告をしている。「学校教育法の改正(平成18年6月公布、平成19年4月施行)により、幼稚園は、その在籍する障害のある幼児に対して障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定された。また、平成20年3月に告示された新しい幼稚園教育要領においても、障害のある幼児について個別の指導計画や個別の教育支援計画を必要に応じて作成するなど、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが示された。一方で、文部科学省の調査によると、幼稚園における校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、教職員研修の実施などの特別支援教育体制整備については、取組が十分ではない状況にあることが指摘されている。」

さらに、幼稚園の特別支援教育体制の充実について以下のように提言している。「幼稚園については、障害のある幼児の実態把握や校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名などの基本的な体制整備を早急に図っていくことが必要である。また、それとともに、特別支援学校のセンター的機能による支援を積極的に活用すること等を通じて、教員の特別支援教育に対する理解や幼児の実態把握を進め、障害のある幼児に対する指導・支援の充実を図ることが必要である。」そして、指導・支援の具体的な手立てとして幼稚園における個別の指導計画及び教育支援計画の作成推進を求めている。「幼稚園における特別支援教育を推進するためには、(中略)個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成・活用するなどして、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を図ることが必要である。」

新しい幼稚園教育要領(2008)においても、障害のある子どもに対して指導する際、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成する重要性について以下のように記載されている。「障害のある幼児の指導に当たっては、(中略)特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計

画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」

特別支援教育の基本的な考え方としては、幼児期から学校卒業までの様々な支援を教育支援と捉えて一貫して行っていくということである。支援にあたっては、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成・活用することにより、特別支援学校学習指導要領の自立活動に設定されている「個々の幼児が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」というねらいが達成される必要がある。

個別の指導計画とは、障害のある子ども自身が有しているよさを引き出しながら、学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服できるように指導するための計画書である。例えば、集団活動が苦手で、大勢の中に入るとパニックになる子がいる場合、個別の指導計画はその子が段階的に集団活動を受け入れていくような方法やパニックになったときにはどのような対応が必要かなど具体的な支援の方法を考慮し作成していく。一方、個別の教育支援計画は、より長期的な視点を持った計画書である。幼児期から高等学校卒業後の自立を見すえ、当面は幼稚園から就学までに必要とされる総合的な支援を考え、医療、福祉などの専門機関との連携や就学先の選択などの課題について考慮し作成していく。しかし、個別の指導計画、および教育支援計画ともに、幼稚園の中だけで作成することが難しい場合もある。そのため、幼稚園教育要領では、特別支援学校などの助言又は援助を活用すること、家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関との連携の重要性に言及している。

## (2) 幼稚園における自立活動の指導

特別支援学校幼稚部教育要領解説では、自立活動のねらいを「個々の幼児が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。」と定め、その意味するところを以下のように説明している。

「自立活動のねらいは、幼稚部における生活の全体を通して、幼児が障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために期待される態度や習慣などを養い、心身の調和的発達の基盤を培うことによって、自立を目指すことを示したものであ

る。ここでいう「自立」とは、幼児がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることを意味している。そして、「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」とは、幼児の実態に応じ、日常生活や遊び等の諸活動において、その障害によって生ずるつまずきや困難を軽減しようとしたり、また、障害があることを受容したり、つまずきや困難の解消のために努めたりすることを明記したものである。なお、「改善・克服」については、改善から克服へといった順序性を示しているものではないことに留意する必要がある。また、「調和的発達の基盤を培う」とは、一人一人の幼児の発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにしたりして、全人的な発達を促進することを意味している。このようなねらいを達成するために、教師が指導し、幼児が身に付けることが期待される事項を整理してまとめたものを、自立活動の内容として示している。これらのねらいと内容は、いずれも幼児の障害の状態等を前提として必要とされる指導を念頭に置いて示したものである。そのため、0歳から3歳未満の発達を含め、幼児の多様な実態に対応できるように構成されている。」

自立活動のねらいは特別支援学校幼稚部に在籍する幼児だけではなく、保育所・幼稚園などに在籍する障害のある幼児に対しても必要性があると思われる。特別支援教育が場に応じた教育をするのではなく、個々のニーズに応じた教育を目指すのであれば、自立活動の指導についても通常の教育という場にこだわらず個々のニーズに基づいて実施されることが望まれる。

また、自立活動の指導に際して個別の指導計画を作成する場合について以下のように解説している。

「自立活動の指導に当たっては、個々の幼児の障害の状態や発達の程度等の的確な把握に基づき、指導のねらい及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成すること。(中略) 幼稚部における自立活動のねらい及び内容は、他の五つの領域すなわち、健康、人間関係、環境、言葉及び表現のねらい及び内容との関連を図り、具体的な活動を通して総合的に指導される場合と、この領域に重点を置いて指導される場合とに大別される。この規定の前段では、自立活動の指導に当たって、幼児一人一人の実態に基づいた個別の指導計画を作成することを示している。すなわち、幼稚部においては、自立活動に重点を置

いて指導を行う場合はもとより、総合的に指導する場合においても、個別の指導計画に基づいて指導する必要がある。個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が幼児の障害の状態や発達の段階等を考慮し、指導上最も効果が上がるように考えるべきものである。」

また、個別の指導計画の作成手順の一例が示されている。

- ①個々の幼児の実態（障害の状態、発達や経験の程度、生育歴等）を的確に把握する。
- ②個々の実態に即した指導のねらいを明確に設定する。
- ③幼稚園教育要領第2章自立活動の2の内容の中から、個々の指導のねらいを達成させるために必要な項目を選定する。
- ④選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。
- ⑤他の領域との関連を図り、指導上留意すべき点を明確にする。

さらに自立活動の内容と具体的な指導内容の選定について以下のような説明がされている。「個別の指導計画に盛り込まれる指導内容は、個々の幼児が必要とするものを自立活動の内容の中から選定し、それらを相互に関連付け、具体的に設定するよう示している。自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を挙げ、それらを分類・整理したものである。自立活動の六つの区分は、実際の指導を行う際の「指導内容のまとめり」を意味しているわけではない。つまり、「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」又は「コミュニケーション」のそれぞれの区分に従って指導計画が作成されることを意図しているわけではないので、この点に留意する必要がある。」

すなわち、幼稚園に在籍する発達障害のある幼児を含めた障害児に対する個別の指導計画作成にあたっては、幼稚園教育要領に示されている健康、人間関係、環境、言葉及び表現の五つの領域におけるねらい及び内容と密接な関連を図りながら、一人一人の幼児の指導のねらいに基づいて、自立活動の内容（表1）の中から必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付けて、具体的な指導内容を設定するように工夫することが大切である。また、指導内容を段階的に取り上げ、必要に応じて総合的な指導を行ったり、自立活動の内容に重点を置いた指導を行ったりして、計画的、組織的に指導が行われるよう

表1 自立活動の内容

区 分	内 容
1. 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 健康状態の維持・改善に関する事。
2. 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3. 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。
4. 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性への対応に関する事。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5. 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4) 身体の移動能力に関する事。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6. コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2) 言語の受容と表出に関する事。 (3) 言語の形成と活用に関する事。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

にしなければならない。

自立活動の内容に重点を置いた指導は、個別に、あるいはグループごとに幼稚園における生活の流れの中で意図的に行ったりすることが考えられる。このような場合においても、幼児が興味をもって意欲的に取り組むことのできる具体的な指導内容や環境を設定することが大切である。

本研究では、幼稚園に在籍する発達障害のある幼児に対し、自立活動の指導を軸とした個別の指導計画を作成・活用した事例について効果的な支援が実施できたかについて検討を行った。事例は、筆者が巡回指導を行っている幼稚園において、助言を求められた際、担任教師に対して個別の指導計画の作成の手順、対象幼児の特性の解説、自立活動の内容から具体的な指導の内容や手立てを考えることなどを説明し、担任教師の具体的な指導・支援の実践後に指導経過を調査した。

## 2. 幼稚園における発達障害のある幼児に対する自立活動の実践

### (1) 事例1

自立活動の指導に当たっては、個々の幼児の実態を的確に把握することが大切である。そのためには、当該児、保護者のニーズ、幼稚園の中での課題、障害について、発達段階、経験の多寡、興味・関心のあること、環境面（家庭・学校）などについての情報を集め実態を把握する。さらに集められた様々な情報は、整理され解釈される必要がある。整理の方法には様々なものがあるが、本研究では特別支援学校指導要領自立活動編解説の例として示されているような自立活動の区分に即して整理をした。(図2)

広汎性発達障害のある幼児Aくんは、「新奇な活動や予定の変更で不安になり、パニックを起こすことがある」「トイレでの排尿行動が困難である」「集団参加が難しい」「視覚的な情報処理が得意」「言葉によるコミュニケーションが苦手である」などが観

幼児：Aくん年長（5歳） 障害名等：広汎性発達障害

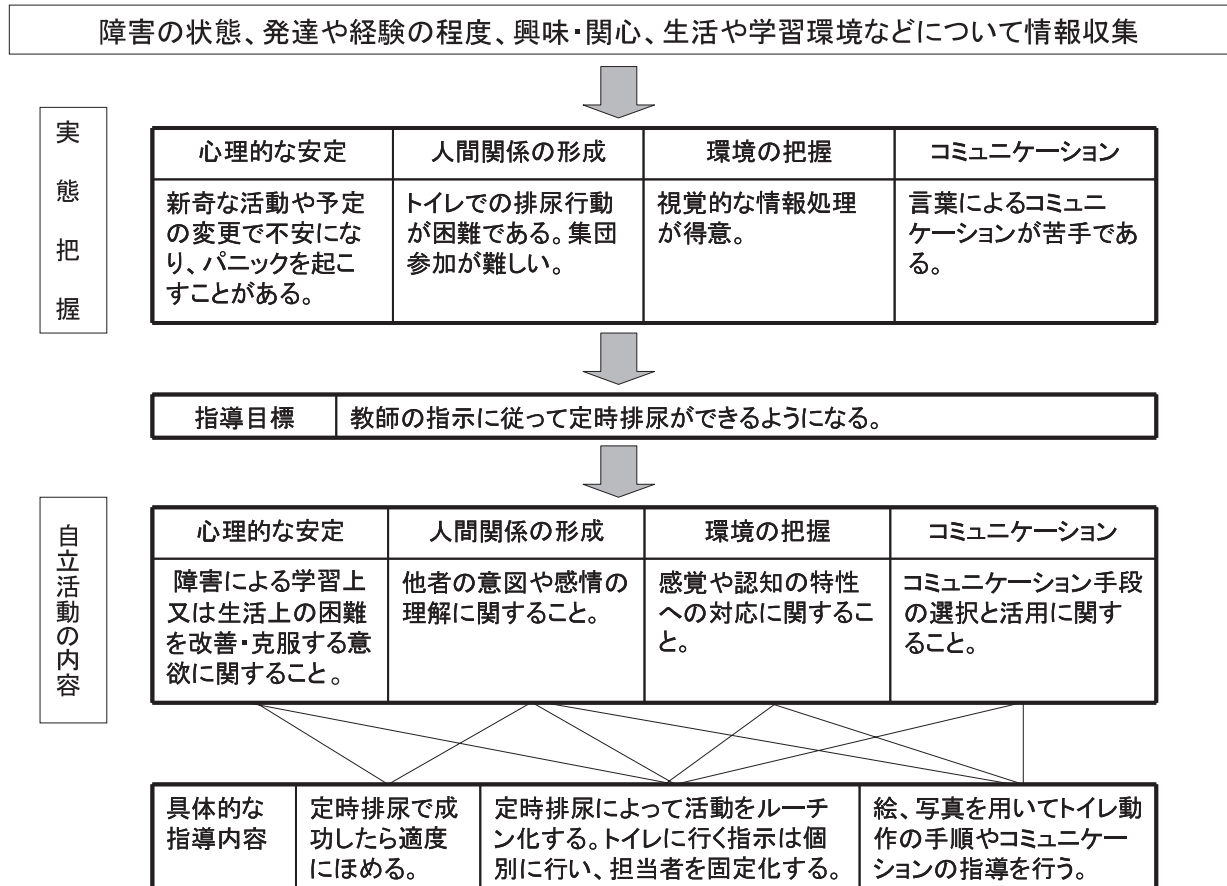


図2 事例1 Aくんの具体的な指導内容



図3 事例1 で用いたソーシャルストーリー（実際の教材を参考に筆者が作成した）

察されている。

実態把握と障害の特性などを解釈した結果、「生活リズムを形成する」「対人関係の基礎を学ぶ」「感情のコントロールがうまくなる」などの観点から自立活動の指導の目標を設定することができる。Aくんは、就学に向けて定時排尿の練習中であるが、誘いかけに対して拒否し、失禁を繰り返していた。言葉による誘いかけが繰り返されると時にパニックを起こすこともあった。しかし、担任との信頼関係はとれていること、絵や写真を見たりすることは好きなことなどから、「教師の指示に従って定時排尿ができるようになる」という指導目標を設定した。

次に、この指導目標を達成するために、具体的な指導内容を設定する必要がある。そこで、自立活動の内容に示されている項目の中から、それぞれ必要な項目を選定し、それらを適宜組み合わせることによって、具体的な指導内容を設定するようになった。

本事例では、自立活動の内容として、心理的な安定「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること」、人間関係の形成「他者の意図や感情の理解に関すること」、環境の把握「感覚や認知の特性への対応に関すること」、コミュニケーション「コミュニケーション手段の選択と活用に関すること」を選択した。これらを整理した上で、特別支援学校指導要領自立活動編解説の例を参考に図2のような関係図を作成した。Aくんの担任教師への助言は関係図に従って、実態把握、指導目標の設定、必要とされる自立活動の内容を説明し、Aくんの障害特性、指導方法の例などについて助言をした。指導方法の例として、Aくんの得意な視覚的情報が得られる教材としてソーシャルストーリーを紹介した。その結果、担任の教師は具体的な指導内容として、「定時排尿で成功したら適度にほめる」「定時排尿によって活動をルーチン化する」「トイレに行く指示は個別に行い、担当者を固定化する」「絵、写真を用いてトイレ動作の手順やコミュニケーションの指導（ソーシャルストーリーの作成・活用）を行う」を設定することができた。

図3は実際の担任の教師が指導で用いた「絵、写真を用いたトイレ動作の手順（ソーシャルストーリー）」を参考に筆者が作成したものである。（実際に使用した教材は顔の部分がそれぞれ当該幼児、担任教師の写真になっている）

Aくんは教材のソーシャルストーリーを気に入り、個別の指導を開始して2ヶ月で、「トイレに行きます。」「おしっこをします。」と言いながら、幼稚園のトイレで排尿することが可能になった。

## (2) 事例2

AD/HD(注意欠陥多動性症候群)の診断を受けているF男くんは、「失敗体験が多く、母親の不安感などもあり情緒的な不安定さがある」「衝動性、多動性があり集団活動が苦手である」「友達とのトラブルも多い」「自分勝手に動いてしまう」「友達に対して衝動的に暴言を吐くことがある」など行動のコントロールが苦手であり、そのために友達との関係がうまくいかないことが観察されている。また「言葉の指示が通らないことがある」ことから聴覚的な情報を理解するよりは視覚的な情報を理解しやすいことも観察された。母親は子育てに対する不安感が大きく、F男くんの園での様子が常に気になり、担任の教師に対する指導や支援の要求も多くなっていた。

担任教師との話し合いで、「トラブルが多くなりがちな遊びの場面で行動のコントロールができること」「うまく行動できたらすぐにほめ、F男くんが自己効力感を持てるようにすること」「うまくできたという肯定的なメッセージを母親に報告することで心理的な安定を保たれるようにすること」という支援の方針を確認し、指導目標を「遊びの中で友達とうまく関わるができる」と設定した。自立活動の内容として、心理的な安定「情緒の安定に関すること」「状況の理解と変化への対応に関すること」、人間関係の形成「自己の理解と行動の調整に関すること」、環境の把握「認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること」、コミュニケーション「状況に応じたコミュニケーションに関すること」を選択した。これらの話し合いを受けて、担任教師は具体的な指導内容として、「友達とうまく関わったときはほめる、うまく関わったことは母親に報告し、家でほめてもらう」「遊びの中で手を出した、暴言があったときは、冷静になってからどうすればよかったかを説明し実際にやってみる」「SST絵カードを使って友達との適切な関わり方を学ぶ」を設定し実践した。図4にF男くんの個別の指導計画作成に関する関係図及び具体的な指導内容を示した。図5は教材として使用したSST絵カードである。

その後、担任教師の指導によってF男くんのトラブルが減り、ほめられることが増えてきた。また、保護者との面談を行う機会が得られ、支援の具体的な指導についてコンサルテーションした結果、安心感が担保されたようで、担任教師への要求はほとんどなくなった。保護者の心の安定は結果的にF男くんの安定感につながり、3ヶ月後の巡回指導時には他の幼児と見分けがつかなくなったほど落ち着いて行動ができるようになっていた。

幼児：F男くん年中（4歳） 障害名等：AD/HD（注意欠陥多動性症候群）

障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などについて情報収集

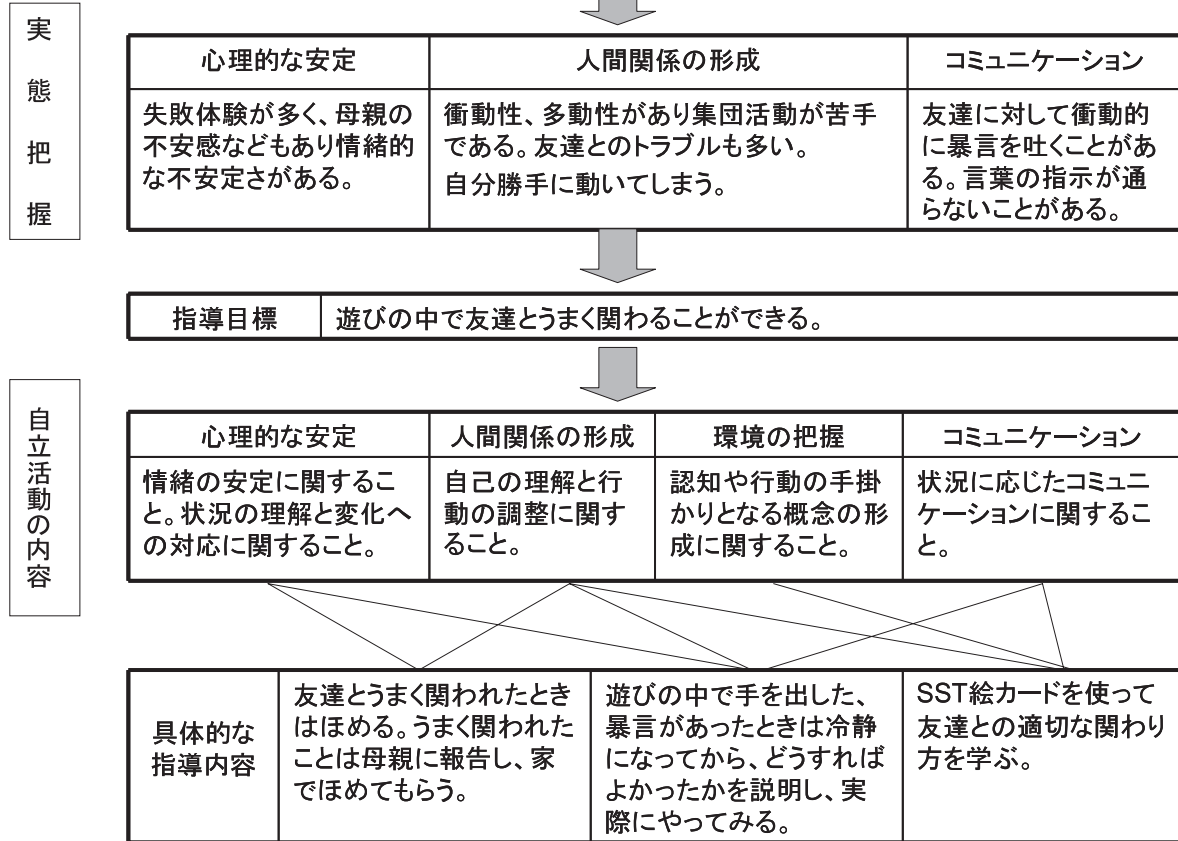


図4 事例2 F男くんの具体的な指導内容



図5 事例2で使用したSST絵カード



### 3. 考察

最近、発達障害の子どもとその保護者が、特別支援教育を期待して公立幼稚園を選択するケースが増加しているようである。しかし平成20年度特別支援教育体制整備状況調査（2009）からは幼稚園の特別支援教育の体制整備が不十分であることが伺える。特に個別の指導計画、個別の教育支援計画作成・活用において実施が進んでいない。個別の指導計画を作成・活用している幼稚園の教師からは「支援の目標を意識して支援し、ポイントを押さえて具体的な手だてを記録することができる」「成長の経過をたどったり、以前の姿を振り返ったりすることが可能になる」などの意見がある反面、発達障害に対する専門的な知識や経験が少ないという現状があり、「個別の指導計画が一人一人の実態や発達段階にそった目標設定であったのか、手だての方法は適切であったのかを判断しきれない」「特別支援教育や発達障害に関する理解・啓発のためのガイドブックや様々な専門書は出ているが、一人一人に応じた支援方法は手探り状態であった」という意見も聞かれる。

金ら（2008）は、幼稚園における特別支援教育の実施体制整備のための課題として以下のような三つの観点をあげている。「第一に、幼稚園における特別支援教育を実践していくに当たって、アセスメント情報からねらいや具体的手立てを引き出す作業を容易にするために、個別の指導計画のマニュアル開発及び、アセスメントから評価にいたるまで保護者の参加を促す方法等を工夫することが望まれる。特に、障害児に関する知識やスキルの

十分でない幼稚園教諭にとって、各幼児に的確な発達課題及びねらいを引き出す作業に戸惑いを感じる可能性が考えられる。第二に、幼稚園教諭の障害児保育に関する技術の向上や、障害児に対する理解の促進、専門家および専門機関との連携に関する内容を中心とし、幼稚園教諭のニーズに応じて、より充実な研修プログラムの開発が必要である。第三に、本調査を通して、多くの協力園で個別の指導計画書が日常の保育活動の中で有効に活用されるための改善の必要性を指摘している。個別の指導計画の実効性を高めるためには、個別の指導計画が日常の保育活動の中に埋め込まれるように計画し、実践していくための書式の開発や、アセスメントからねらいの作成及び評価まで有機的に連携されることが重要である。」

今回の実践においては、第一の観点である、アセスメント情報から子どもの実態に応じた適確なねらいや具体的手立てを引き出すための作業を、障害のある子どもの教育領域である自立活動の指導を通して行った。その際、表1の内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定したのであるが、自立活動の内容をそのまま伝えたのではわかりにくいいため幼稚園の教育内容である健康、人間関係、環境、言葉及び表現のねらい及び内容との関連を図り、具体的な活動を通して総合的に指導するように助言した。二つの事例における個々の幼児の教育課題と自立活動の内容を表2に示した。その結果、二つの事例とも具体的な指導が展開され、効果をあげることができたと考える。

表2 教育課題と自立活動の内容

※ 自立活動の内容は表1の自立活動の区分及び内容を示している。

例えば、健（1）は、健康の保持（1）生活のリズムや生活習慣の形成に関することを示している。

幼児	教育課題	自立活動
A く ん	健康 (7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。 (8) 幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。	健(1)・身(3) 健(1)・心(1)(2)
	人間関係 (1) 先生や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。	人(1)(2)(3)(4)
	言葉 (1) 先生や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり、話したりする。	コ(4)
F 男 く ん	健康 (1) 先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。	人(1)(2)(3)(4) 心(1)
	人間関係 (6) 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。 (8) 友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見だし、工夫したり、協力したりなどする。 (10) 友達とのかかわりを深め、思いやりをもつ。 (11) 友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付き、守ろうとする。 (12) 共同の遊具や用具を大切にし、みんなで使う。	コ(5) 人(1)(2)(3) 人(1)(2)(3) 人(3)(4) 人(2)(3)(4)
	言葉 (5) 生活の中で必要な言葉が分かり、使う	人(1)・コ(5)

このように指導目標を達成するために必要な具体的な指導内容の設定には、いくつかの項目が関連する。言い換えれば、自立活動の内容は、具体的な指導内容を検討する際の視点を提供しているものと言えるのである。

今回実践したような個別の指導計画の指導は、次の点については、十分留意する必要がある。

第一に、個別の指導計画の作成に当たっては、個々の幼児に関する様々な情報の中から必要な情報を選択して的確に実態を把握し、それに基づいて指導の目標や具体的な指導内容等を設定することが大切である。こうした個別の指導計画を作成するためには、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する指導について、一定の専門的な知識や技能が必要である。そのため自立活動の指導における個別の指導計画の作成には、園内で専門的な知識や技能のある教師が関与することが求められ、各幼稚園に専門的な知識や技能のある教師が適切に配置されていることや専門性のある教師を計画的に養成していくことが大切である。また、必要に応じて、外部の専門家と連携を図ることも有効である。特に地域のセンター的機能を有する特別支援学校との連携が行われるようになれば、自立活動に関する指導・助言が可能になると思われる。

今後は、さらに幼稚園における自立活動に基づいた個別の指導計画作成及び活用の事例を増やすとともに、個別の教育支援計画の作成、保育園における個別の保育プランなどへの応用などを検討していきたい。また、金ら(2008)が述べている第二の課題である幼稚園教諭のニーズに応じた充実した研修プログラムの開発及び第三の課題である個別の指導計画が日常の保育活動の中に埋め込まれるような書式の開発、アセスメントからねらいの作成及び評価までの有機的な連携についても検討していく必要があると思われる。

## 引用・参考文献及びWEB

- ・古川勝也(1999) 自立活動の改訂の要点について、肢体不自由教育141、4-12
- ・厚生労働省(2008) 発達障害早期総合支援モデル事業「幼稚園等における発達障害支援教室研究」(岐阜大学)  
[http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/05/dl/s\\_0512-8\\_f\\_0004.pdf](http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/05/dl/s_0512-8_f_0004.pdf)
- ・金珍熙・園山繁樹(2008) 公立幼稚園における個別の指導計画に関する実態調査、障害科学研究32、139-149
- ・文部科学省(2008) 幼稚園教育要領  
<http://www.fuku-c.ed.jp/center/contents/you.pdf>
- ・文部科学省(2009) 特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2009/06/18/1278525.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2009/06/18/1278525.pdf)
- ・文部科学省(2009) 平成20年度特別支援教育体制整備状況調査  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/21/04/attach/1260961.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/04/attach/1260961.htm)
- ・文部科学省特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議(2009) 特別支援教育の更なる充実に向けて(審議の中間とりまとめ)～早期からの教育支援の在り方について～  
[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2009/02/12/1238015\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/02/12/1238015_02.pdf)
- ・萩原はるみ(2008) 保育園・幼稚園における発達障害児の実態調査および専門機関による巡回相談の現状—N市とT市を中心に—名古屋柳城短期大学研究紀要30、155-165
- ・越智純子(2008) 幼稚園・保育園での特別支援の実態調査、滋賀短期大学幼児特別支援教育研究会資料  
<http://www.sumire.ac.jp/tandai/nyuyoji/pdf/tokubetsu.pdf>